

会議の名称	総務委員会 協議	開催月日・令和6年6月21日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時15分
出席者	南谷 清司 山田 紘治 南谷 佳寛 川柳 雅裕 原 一郎 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者	花村 隆 安井 智子 栗津 明 後藤 徹 ほか一般傍聴人3名	
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 吉村市長室長 堀総務部長 山並企画部長 伊藤市民協働部長 熊崎子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 奥田消防長 不破教育委員会事務局長 伊藤秘書広報課長 太田総務課長 酒井総務課長補佐 田中総合政策課長 金子総合政策課長補佐 林財務課長 柴田スポーツ推進課長 大下スポーツ推進課長補佐 國井子育て・健幸課長 高田子育て・健幸課長 横山子育て・健幸課長補佐 安田農政課長 入江消防総務課長 今井田消防総務課主幹 小川教育政策課長 高橋学校教育課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐	
協議事項	1 付託案件の審査 ・議第47号 令和6年度羽島市一般会計補正予算（第3号） ・議第45号 動産の取得について ・議第46号 羽島市非核平和都市宣言について ・請第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願	

【開会＝午前 10 時 00 分】

南谷清司委員長

それでは定刻になりましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本日の委員会に議員のほか、傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

本委員会に付託されました議案についてはお手元に配布した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いします。

また執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようにお願いします。

最初に、議第 47 号令和 6 年度羽島市一般会計補正予算第 3 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

河崎委員

2 点質問させていただきます。8 ページ 2 款 1 項 7 目企画費について。羽島市街づくり推進事業について、東京圏の大学から就職で岐阜に移り住む場合の交通費を支給とのことでしたが、本件の制度詳細をお聞かせください。

20 ページ 9 款 7 項 1 目保健体育総務費スポーツイベント開催事業において、パブリックビューイングの詳細をお聞かせください。また、何人程度見込んでいるのかも併せてお答えください。お願いします。

総合政策課長

私からは 2 款 1 項 7 目羽島市街づくり推進事業についてお答えをさせていただきます。この制度につきましても、地方創生の観点から、東京都内に本部がある東京圏内の大学に在学する学生が、卒業時に地方へ UIJ ターンすることを促進するため、地方の企業で実施される採用試験や採用面接に参加するための交通費について支援をするものでございまして、今年度、新たに国のデジタル田園都市国家構想交付金における地方就職学生支援事業として創設をされました。

このため、本市におきましては、岐阜県と連携して本事業を実施するものでございます。

支援対象となる要件といたしましては、東京都内に本部がある東京圏内の大学に在学する卒業年度の学生であり、

スポーツ推進課長	<p>東京圏内に居住していること、また、10月1日以降に岐阜県内に勤務地のある企業の内定を得ており、県内の勤務地に就業を予定していること、次に、卒業後に当該内定企業に就職をし、羽島市に5年以上居住する意思を有していることなどがございます。</p> <p>支援の内容といたしましては、当該内定企業の6月1日以降の採用試験や採用面接のために要した1回分の往復交通費に対して、上限1万1,000円の範囲内で支給をするものでございます。</p> <p>私からはスポーツイベント開催事業についてお答えいたします。羽島市出身で、日本体育大学在学中の斉藤史弥選手が、パリ2024オリンピックアーチェリー競技の男子団体戦に出場することから、7月29日月曜日16時から日本チームの試合終了まで、パブリックビューイングを実施する予定でございます。</p> <p>参加者の皆様には、斉藤選手の今までの活躍を紹介し、アーチェリー競技の基本ルールや注目点などの解説を交えて、アーチェリー競技を観戦していただく予定でございます。</p> <p>また、パブリックビューイングに併せて、アーチェリー競技体験会の開催も予定しております。</p> <p>なお、参加者につきましては80名から100名を見込んでおります。</p>
原委員	<p>私からは、追加議案書10ページになります。9款1項3目清流の国ふるさと魅力体験事業109万6,000円についてお伺いいたします。内容の詳細についてお聞かせください。</p>
学校教育課長	<p>この事業は、岐阜県がふるさと岐阜の更なる誇りと愛着を育むため、義務教育段階において自然、歴史、文化芸術などに触れて学ぶ取り組みを推進する事業でございます。</p> <p>今年度は、OKBふれあい会館のサラマンカホールで、芸術鑑賞として、クラシック音楽に触れる機会が設定されており、小学校3校、中学校1校が豊かな情操を養うことを目的として計画をしております。</p> <p>さらに、岐阜県庁舎、岐阜各務原航空宇宙博物館、ソフトぴあジャパンセンター、関ヶ原古戦場記念館の県内公共施設、いずれかを合わせて見学することで、岐阜県の自然や産業、歴史を学びます。</p>

南谷清司委員長	<p>ほかにご質問はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 47 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 47 号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>ここで、関係者以外の方はご退席いただいて結構です。</p> <p>(関係者以外退席)</p>
南谷清司委員長	<p>次に、議第 45 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 45 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 45 号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 46 号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	<p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 46 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 46 号は原案の通り可決することに決しました。</p>
	<p>次に、請第 2 号を議題といたします。同請願については、既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。このことについて何かご意見ございましたら発言願います。</p>
	<p>(意見なし)</p>
南谷清司委員長	<p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
河崎委員	<p>私からは請第 2 号日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める請願について、反対の立場から討論させていただきます。</p>
	<p>令和 5 年度防衛白書において、現在の国際社会の状況について、普遍的価値やそれに基づく政治経済体制を共有しない国家が勢力を拡大しており、ロシアによるウクライナ侵攻を始めとする、力による一方的な現状変更やその試みは、既存の国際秩序に対する深刻な挑戦となっております。</p>
	<p>また、中国は長期間にわたり国防費を急速なペースで増加させており、これを背景に核ミサイル戦略や海上航空戦略を中心に、軍事力の質量を広範かつ急速に強化している。</p>
	<p>強大な軍事力を背景とし、中国は尖閣諸島周辺を始めとする、東シナ海、日本海さらには伊豆小笠原諸島周辺を含む西大西洋など、いわゆる第一列島線を越え、第二列島線に及ぶ我が国周辺全体での活動を活発化させるとともに、台湾に対する軍事的圧力を高め、さらに南シナ海での軍事拠点化などを推し進めている。</p>
	<p>このような状況にある中、日米同盟を基準とする米国を始めとした諸外国との間における防衛協力は、我が国の安</p>

全保障において、我が国の領土と国民の命と財産を他国からの脅威から守ることに必要なこととなります。

核兵器のない世界に向けては、核兵器保有国はもとより、核兵器非保有国、いずれの関係性においても、対立構造があってはなりません。

また、いかなる関係性のもとにおいても、信頼関係を構築しつつ、核兵器を低減した上で機を捉え、法的枠組みを講じること、この目的の達成に向けた現実的なプロセスが重要であります。

このような日本政府の考えに賛同するとともに、請願にあるような我が国のこれまでの取り組みを評価することなく、核兵器禁止条約に参加することのみをもって核廃絶の実現に向けた道筋だとする、核兵器禁止条約の参加調印批准を求める意見書の採択については賛同できません。

以上の理由をもって本請願については反対いたします。

原委員

請第2号日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める請願に不採択の立場で討論いたします。

国政での連立与党の一員である公明党は、核兵器禁止条約そのものを否定するものではありません。

むしろ、国是である非核三原則を国際規範に高めた意義を持つ条約として高く評価しており、これまで国において公明党は、政府に対して、締約国会合へのオブザーバー参加を強く求めてきました。

しかしながら現下の国際情勢や条約批准を巡る状況等を鑑みれば、現時点で直ちに批准することが妥当か否かは慎重に判断せざるを得ません。

現在、同条約については、アメリカやロシアなど、核兵器保有国は参加しておらず、課題が残る状況になっております。

ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮の核兵器開発など、各安全保障関係が厳しさを増す中で、我が国は安全保障をアメリカに依存せざるを得ない状況であり、条約参加には至っておりません。

その一方で、我が国は1994年以降、核兵器廃絶に向けた決議案を毎年国連に提出し、採択されています。

このように異なったアプローチで、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶に取り組んでおり、そうした状況を踏まえ、我が国は、本条約に単に署名、批准するのではなく、核保有国と非保有国の間に入り、立場の異なる国々の橋渡しに努め、核兵器のない世界の実現に向け、現実的か

川柳委員	<p>つ実践的な取り組みを進めることが重要であると考えます。</p> <p>以上のことから、請第2号日本政府に核兵器禁止条約の参加調印批准を求める請願は不採択と考えます。</p> <p>この請願に対して、賛成の1人として意見を述べさせていただきます。私は今すごく怒ってます。さっきこの委員会で、非核平和都市宣言を可決しておきながら、何を言ってるんだという。これに反対する理由は分かん。以上。</p>
南谷清司委員長	<p>他に討論のある方はご発言に願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。それでは、採決を行います。請第2号は採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(挙手少数)</p>
南谷清司委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
南谷清司委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手多数であります。よって、請第2号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして、総務委員会を終了いたします。</p> <p>なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前10時15分】</p>